

商品先物取引法施行規則の改定に対する会長声明

経済産業省及び農林水産省は、平成27年1月23日、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（以下「本省令」という。）を定めた。本省令は、商品先物取引の未経験者であっても、勧誘に先立ち、65歳未満であり、主として年金により生計を維持しておらず、年収が800万円以上又は金融資産が2000万円以上でなければ契約を締結できない旨を説明し、これらの要件を満たす者である場合に、取引のリスク等の理解度を確認し、契約締結後取引開始までに14日間の熟慮期間を置き、1年以内の投資上限額の設定を設け、違反があった場合に当該取引を商品先物取引業者の計算においてしたものとみなす等の要件を課した上で、訪問し又は電話をかけて契約の締結を勧誘する行為を許容するものである。

具体的には、商品先物取引業者はこれから訪問し電話をかけようとする相手が、契約を締結できる条件を満たす者であるかどうか全く分からない段階で、無差別に訪問や電話をかけることができ、たとえ、未経験者であっても、勧誘に先立ち、収入資産や理解度など一定の条件を満たす者でなければ契約を締結できないことを説明し、契約を締結するまでの間に、当該顧客が上記の条件を満たすことを確認すればよいので、それまでは勧誘が実質上可能となる。熟慮期間や投資上限額等が設けられているが、結局は、勧誘を招請していない顧客に対しても、年齢要件、所得・資産要件、取引のリスク等の理解度を確認すること等を条件に、無差別に訪問し、電話をかけて商品先物取引契約の締結を勧誘する行為を許容する規定であるといわざるを得ない。

そもそも、商品先物取引法第214条第9号で禁止される「勧誘」には、商品先物取引契約の締結を目的とした適合性確認を含む一切の行為が含まれるとされている。同法は、適合性原則等の行為規制のみでは委託者保護が図れないという被害の実態に鑑みて、顧客の適合性確認のための一切の行為を「勧誘」とし、これを不招請で行うことを禁止したものである。しかし、本省令は、不招請勧誘禁止の例外として、同法が禁止する適合性確認のための電話・訪問を可能にし、適合性確認までの間の実質的な勧誘までも結果として許容するものである。いわば本省令は、もはや不招請勧誘禁止の例外を定めるものではなく、商品先物取引の不招請勧誘を解禁するものであり、その上で適合性要件の具備を確認せよとい

うものであって、不招請勧誘の禁止規制を、別の行為規制に置き換えるものにはすぎない。本省令は商品先物取引法第214条第9号の委任の趣旨を逸脱する違法なものである。

また、省令で不招請勧誘禁止の例外が認められるのは、法の委任の趣旨の範囲内であることを前提として、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」に限られている。本省令について、主務省は、契約締結前後に重層的な委託者保護の取組がなされており、あたかも本省令が委託者等の保護に欠けるおそれがないかのような説明を行っている。

しかし、本省令が商品先物取引業者に契約締結前後に課したいくつかの条件は、いずれも客観的資料の提出を求めず顧客の自主申告に委ねる等、その条件具備の確保策が図られておらず、容易に潜脱が可能なものであり、かつ、これまで多数の裁判例において認定されているように、商品先物取引業者が、事実と異なる年収や金融資産を記載するよう顧客を誘導したり、理解度確認テストにおいて営業担当者らが正答を教示するなどの不正が行われてきた実態に対応できるものではない。

また、14日間の熟慮期間を確保することについても、取引開始後に初めて商品先物取引業者のセールストークの内容と実際の取引とが異なることを知るに至るとい実情に対応できるものではない。

以上のとおり、本省令は、法律の委任の趣旨を逸脱する違法なものであり、それが課したいくつかの条件を考慮しても、到底、委託者等の保護に欠けるおそれがないと評価できるものではない。

当会は、本省令の施行に反対し、本省令の施行がなされないよう適切な措置が行われるよう強く求めるものである。

平成27年5月22日

愛媛弁護士会

会長 大熊 伸 定